



p-ジクロロベンゼン水質汚濁要監視項目指針値改定 中環審

中央環境審議会の環境基準健康項目専門委員会は、環境基本法に基づき定められている水質汚濁にかかる要監視項目のうち、p-ジクロロベンゼンについて指針値を現行の0.3mg/lから0.2mg/lに改正することを決めました。同専門委員会では見直し作業を進めており、残りの要監視項目の検討結果と合わせて、今年夏ごろをめどに答申としてまとめる考えです。

環境基本法に基づき水質汚濁にかかる環境基準として、公共用水域の水質汚濁にかかる人の健康の保護に関する環境基準及び、地下水の水質汚濁にかかる環境基準がそれぞれ定められています。

環境省は、現行の要監視項目に定められている25項目について1995年の指針値設定以来、毒性について再評価するために関連文献の収集などの知見整理に努めてきています。25物質のうち比較的検出率が高い13項目(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、ホウ酸、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、フェニストロチオン、イソプロチオラン、クロロタロニル、ジクロロボス、イブプロベンホス)については99年に指針値の検討を行い、3項目を環境基準に位置付けるとともに、他の物質についても必要に応じて指針値の変更を行っています。

今回は残りの12項目(クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、オキシ銅、EPN、プロピザミド、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン)について再評価を進めているものです。

資料: 2003年5月28日付 化学工業日報
分離分析課 船津実希

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 有害大気汚染物質 3物質指針値設定 環境省
2. ビスフェノールAの魚類への環境ホルモン作用の疑い強まる 追加試験実施 環境省
3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正
4. H14年度熊谷工業団地及びその周辺地域におけるDXN類調査結果
5. 河川・湖沼DXN類「監視」「底質対策」実施マニュアル 国土交通省
6. DXN類を含む水底土砂に係る判定基準及び検定方法
7. 特定有害物質溶出量測定方法 セメント協会
8. JECFAがメチル水銀とカドミウムのリスク評価公表

給水装置の構造及び材質基準、水道施設の技術的基準一部改正へ 厚労省

厚生労働省では5月30日に公布された水質基準に関する省令に合わせて、「給水装置の構造及び材質基準」「水道施設の技術的基準」について省令の一部を改正します。6月20日から同改正省令案について国民から意見・情報を募集し、平成16年4月1日の施行を予定しています。改正内容は以下に示す通りです。

< 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部改正 >

項目		A	B
新規	ほう素	0.1mg/l 以下	1mg/l 以下
	1,4-ジオキサン	0.005mg/l 以下	0.05mg/l 以下
	アルミニウム	0.02mg/l 以下	0.2mg/l 以下
	非イオン界面活性剤	0.005mg/l 以下	0.02mg/l 以下
変更	有機物質(全有機炭酸:TOC)	0.5mg/l 以下	5mg/l 以下
		ホルムアルデヒド	現行 0.05mg/l 以下
	フェノール類	改正 0.008mg/l 以下	0.08mg/l 以下
		現行 0.005mg/l 以下	0.005mg/l 以下
削除	改正 0.0005mg/l 以下	0.005mg/l 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	0.03mg/l 以下	0.3mg/l 以下
削除	有機物質(過マンガン酸カリウム消費量)	1.0mg/l 以下	10mg/l 以下

A: 水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準

B: 給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準

< 水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正 >

項目		C	D
新規	1,4-ジオキサン	0.005mg/l 以下	0.005mg/l 以下
	臭素酸		0.001mg/l 以下
	アルミニウム	0.02mg/l 以下	
	非イオン界面活性剤	0.005mg/l 以下	0.005mg/l 以下
	有機物質(全有機炭酸:TOC)	0.5mg/l 以下	0.5mg/l 以下
	塩素酸イオン		0.6mg/l 以下
変更	フェノール類	現行 0.005mg/l 以下	0.005mg/l 以下
		改正 0.0005mg/l 以下	0.0005mg/l 以下
	ほう素	現行 0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下
		改正 0.1mg/l 以下	0.1mg/l 以下
	アンチモン	現行 0.0002mg/l 以下	0.0002mg/l 以下
		改正 0.0015mg/l 以下	0.0015mg/l 以下
亜塩素酸イオン	現行 0.2mg/l 以下	0.2mg/l 以下	
	改正 0.6mg/l 以下	0.6mg/l 以下	
削除	二酸化塩素	現行 2.0mg/l 以下	2.0mg/l 以下
		改正 0.6mg/l 以下	0.6mg/l 以下
削除	1,1,1-トリクロロエタン	0.03mg/l 以下	0.03mg/l 以下
		有機物質(過マンガン酸カリウム消費量)	1.0mg/l 以下

C: 水に接する資材等からの浸出基準

D: 水に注入される薬品等により付加される物質の基準

資料: 2003年6月20日付 厚生労働省ホームページ
2003年6月23日付 日本水道新聞
EICネットホームページ
環境技術課 坂田旭子



事業内容

1. 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
2. ダイオキシン類に係る濃度計量証明
3. ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
4. 水道法第20条に基づく水質検査
5. 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
6. 労働衛生管理に伴う作業環境測定
7. トータルサニテーション管理
8. 委託試験・研究・開発